

## 監 査 公 表

令和5年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月30日

高知市監査委員 細 川 哲 也  
 高知市監査委員 金 子 努  
 高知市監査委員 高 木 妙  
 高知市監査委員 藤 川 裕 介

令和5年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

## 記

指摘事項等	措置状況
<p>行政改革推進課            第2 監査の結果（共通）            3 監査の結果            (1) 管理物件の修繕等の規定について            ア、イ            以上より、本市においては、基本協定書の様式として、管理施設自体とその附属設備、地方公共団体所有の貸与物品、指定管理者の調達物品の管理方法、修繕基準、所有権の帰属等につき書き分けた条項を規定することが望ましい。            また、そのようにして修繕基準を定める際も、指定管理者にとって修繕義務が過度の負担とならないよう、また、指定管理者が、指定期間を通じて、明確な予算の見通しをもって修繕を実施することが可能となるように、負担基準で設ける基準額には、年間の回数や金額に上限を設けるなど、条項を</p>	<p>行政改革推進課            第2 監査の結果（共通）            3 監査の結果            (1) 管理物件の修繕等の規定について            ア、イ            ① 物品について            御意見を踏まえ、基本協定書及び仕様書の標準例に、物品の所有権について規定いたしました。            ア 本市が指定管理者に貸し付ける物品については、施設の運営に支障を来さないよう、正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行うとともに、必要に応じて修繕及び補給を行うこと。            イ 指定管理者が、物品を自ら購入若しくは搬入し、又は設置しようとする場合は、その是非や所有権等について事前に本市と協議し、</p>

<p>工夫することが適当である。</p>	<p>本市が所有する物品を廃棄するときは、事前に本市の承認を得ること。</p> <p>ウ 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、本市が指定管理者に貸し付けた物品を本市又は本市が指定するものに引き継ぐこと。</p> <p>② 修繕基準について</p> <p>御意見のとおり、高知市として長期の修繕計画が必要となる施設や附帯設備については、指定期間を超えた修繕が行われる可能性があり、指定管理者による場当たりの修繕が行われることは適当でないため、高知市が修繕計画を定めたときは、指定管理者と共有する必要があると考えます。</p> <p>本市では、施設、設備、物品等の損傷、修繕については、リスク分担表において1件当たりの金額でリスク負担者を定めているだけでなく、指定管理者にとって過度な負担とならないように、年度ごとに協定を締結して修繕費などの費目ごとの予算内訳を明らかにした指定管理料を定めております。</p>
<p>行政改革推進課 第2 監査の結果（共通） 3 監査の結果 (2) 指定管理料等の剰余金の取扱い規定について ア、イ、ウ ゆえに本市において、指定管理料(利用料金を含む。)の剰余金の取扱いの規定につき、本市の指定管理者対応方針等に準拠した、より明確かつ簡明な規定に改訂するとともに、事後的に指定管理料を確定させる場合には、本市の承認手続の明確化及び指定管理者へ</p>	<p>行政改革推進課 第2 監査の結果（共通） 3 監査の結果 (2) 指定管理料等の剰余金の取扱い規定について ア、イ、ウ ① 指定管理料の精算について 本市は、指定管理者の指定手続を行う度に、施設の持続的な運営、サービス向上、競争性の確保及び本市の財政状況を鑑み、当該施設の指定管理料の精算の有無を決定しております。</p>

の承認結果の通知を徹底することが望ましい。

また、業務評価シートにおいても、当初の指定管理料と確定後の指定管理料を併記し、公表資料において指定管理事業費との比較が容易となるよう記載方法を工夫すべきである。

この点、指定管理料の剰余金の取扱いの規定につき、例えば、利用料金制を採用している施設であれば、指定管理料の剰余金の定義を「指定管理料と利用料金による収入との合計額から、実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額」とし、本市の指定管理者対応方針に沿って、原則として、指定管理者が当該剰余金を得ることできるとした上で、「当該剰余金が、利用料金による収入、管理業務の実施状況等に照らして過大であると認められる場合は、別途、指定管理者と本市との協議により、当該剰余金の全部又は一部を返納させることができる。」との規定方法等が考えられる。

指定手続においては、指定管理料の精算の有無、施設の管理運営状況に基づく指定管理料の参考価格及び参考価格を上回る提案があった場合には手続中の審査において指定管理者として選定しない場合があることを示し、申請者から指定管理料の金額を含む提案を受けております。

また、指定期間中は年度ごとに指定管理料の予算査定を経て、協定を締結して指定管理料を定めていることから、指定管理者の収益が過大となる可能性は低いと考えます。

所管課においては、毎年度終了後30日以内に指定管理者から提出される事業報告書により剰余金の発生を知った場合は、指定管理者のノウハウの活用や運営努力によって生じたものと評価しているものと考えます。

なお、指定期間中に指定管理料以外の収入が増大した場合には、次期指定管理者の指定手続における指定管理料の参考価格の見直しにつながるかと考えております。

## ② 自主事業に係る収支の明確化について

自主事業に係る収支の明確化が図られるよう、仕様書標準例の見直しを行い、自主事業を実施する場合には、業務計画書を提出し、事前に本市の承認を受けることとし、自主事業に係る業務計画書には、実施目的、実施内容及び収支予算を記載することといたしました。

## ③ 業務評価シートにおける収支状況の記載見直しについて

	<p>収支における管理運営状況の明確化が図られるよう、業務評価シートの見直しを行い、様式1「4 収支状況（指定管理者記入欄）」について、各年度の計画と実績を記入していただくように変更いたしました。</p>
<p>行政改革推進課 第3 監査の結果（共通） 3 監査の結果 (5) 管理責任者の通知について</p> <p>基本協定書上、指定管理者は、業務上の管理をつかさどる管理責任者を定めるとき、当該管理責任者を変更したときは、書面をもって本市に通知することが必要とされる（「高知市〇センター管理運営に関する基本協定書」第5条）。</p> <p>この点、管理責任者は、当該施設において、特に事故や災害等の緊急事態が発生した場合に、自ら職員を指揮し迅速かつ適切な対応をとることのできる職責と能力を有する者であり、かつ、本市からの指示・指導を受け、これらに迅速に対応するため、その所在と連絡先が本市に明らかにされたものでなければならない。</p> <p>通知書面について特に様式は定められていないものの、管理責任者の上記職責等に鑑みれば、当該通知書面には、氏名、役職、勤務場所の他、緊急連絡先の記載が最低限必要なものと考えられる。</p> <p>しかるに、本包括外部監査で対象とした公の施設の指定管理者についての管理責任者の届出状況を確認したところ、氏名と役職のみ記載されたもの、管理責任者の届出（変更届も含む。）の通知そのものがなされていないもの等が散見された。</p>	<p>行政改革推進課 第3 監査の結果（共通） 3 監査の結果 (5) 管理責任者の通知について</p> <p>基本協定書に基づく指定管理者からの管理責任者の通知が適正に行われるように、通知様式及び変更通知様式の標準例を定めました。</p>

<p>本市においては、管理責任者の通知の記載事項を今一度整理した上で、通知様式を定めてこれを利用させる等、指定管理者をして、管理責任者の届出の通知を徹底するよう指導するべきである。</p>	
<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ (6) 監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載事項について 指定管理者の年度別事業報告書については、上記のとおり仕様書において記載事項が決められている。 しかるに、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書の記載事項を確認したところ、太陽光パネル発電データの記載がないなど、一部記載漏れがあった。 本市においては、記載漏れのある事項につき、再度その記載の必要性を検討するとともに、必要のある場合は、指定管理者をして、年度別事業報告書に漏れなく記載させることが望ましい。</p>	<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ (6) 監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載事項について 太陽光パネル発電データにつきましては、指定管理者に指導をし、令和6年度事業報告書においては、太陽光パネル発電データを記載の上、書面での提出がなされました。令和7年9月30日付け通知文書において、年度別事業報告書への記載及び書面での提出を指導しました。</p>
<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ (6) 監査の結果 ウ 備品の所有権の帰属について 仕様書によれば、備品等の所有権について「指定管理者自らが購入、搬入、又は設置しようとする場合は、その是非や所有権等について事前に高知市教育委員会と協議すること」（「仕様書」8(4)）とされている。</p>	<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 1 高知市春野文化ホールピアステージ (6) 監査の結果 ウ 備品の所有権の帰属について 備品等の所有権につきましては、仕様書7(4)に定めたとおり、所有権の帰属は高知市であることを指定管理者と確認し、指定管理者から、管理運営を始めてから購入した備品について一覧表の提出を受けました。</p>

<p>しかるに、指定管理者は、指定期間中に新たに購入した備品について、上記仕様書に従って本市と協議することはしていない。</p> <p>そのため、それらの備品についての所有権の帰属は明らかでない。</p> <p>本市においては、指定管理者をして、指定管理者が備品を購入する際の取扱いについて周知するとともに、すでに購入した備品も含めて、指定管理者と協議の上、所有権の帰属を明確に定めることが必要である。</p>	
<p>民権・文化財課 第3 監査の結果（各施設） 2 高知市立自由民権記念館 (6) 監査の結果</p> <p>ウ 利用者総数のカウントについて</p> <p>この点、常設展、企画展、特別展のそれぞれの観覧人数を正確にカウントすることで、それぞれの展示につき利用状況を正確に把握できるに越したことはないが、記念館の総利用者数は、それらの観覧人数とは別の情報的価値を有するものであり、それは、1種類のチケットの販売数から算出することで十分である。</p> <p>まして、条例に定められた年度別事業報告書の人数とは異なる人数を、業務評価シートに注釈なく記載することは、見かけ上、観覧者数を嵩上げた資料を作成したのではないかとの疑念を抱かせる。</p> <p>本市においては、年度別事業報告書そのものを公表するのではなく、業務評価シートに基づいた評価結果のみをウェブサイトで公表</p>	<p>民権・文化財課 第3 監査の結果（各施設） 2 高知市立自由民権記念館 (6) 監査の結果</p> <p>ウ 利用者総数のカウントについて</p> <p>令和6年度から、毎月の業務報告書及び年度別事業報告書の様式を変更し、業務評価シートにおける総利用者数の記載と合致するよういたしました。</p>

<p>しているため、市民にとって検証可能な資料は、業務評価シートに基づく情報のみである。</p> <p>このような観点からも、年度別事業報告書の記載と業務評価シートの記載が異なることは許容されるものではない。</p> <p>本市においては、指定管理者をして、記念館の総利用者数、観覧者数を適正な方法でカウントするよう再度指導し、事業報告書や業務評価シートについても正確に記載させるべきである。</p>	
<p>みどり課 第3 監査の結果（各施設） 4 わんぱくこうち (6) 監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載及び月別事業報告書の提出について しかるに、わんぱくこうちの指定管理者の、令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書は、「収支計算書」及び「指定管理料の精算について」という事業収入と事業支出の記載しかされておらず、上記条例等の求める事項が記載されていない。 さらに、月別事業報告書の提出もなされていない。 ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の記載事項につき、条例及びガイドラインに基づいた記載内容を遵守して作成させるよう指導するとともに、月別報告書については、その記載事項を整理した上で、作成・提出させるよう指導するべきである。</p>	<p>みどり課 第3 監査の結果（各施設） 4 わんぱくこうち (6) 監査の結果 ア 年度別事業報告書の記載及び月別事業報告書の提出について 年度別事業報告書については、令和6年度から高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第69号）第7条及び基本協定書第22条に基づく記載内容で提出されております。 また、月別報告書については、仕様書6(12)に基づき記載事項を整理した上で、作成及び提出するよう指導し、令和6年7月から提出されております。 なお、月別報告書の提出に合わせて、指定管理者との対面による定例会を開催することといたしました。今後も、提出内容の確認及び指導を継続し、適切な事務執行の徹底を図ってまいります。</p>
みどり課	みどり課

<p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>4 わんぱくこうち</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>イ 事業報告書における自主事業の収支の記載について</p> <p>指定管理者は、管理施設の管理目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用により、自主事業を実施することができる（「基本協定書」第14条第1項）。</p> <p>この点、上記第2 監査の結果（共通）2（5）アのとおり、指定管理者との協定においては、自主事業と委託事業の区分を明確にすることが望ましいことから、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る経費とは区別するべきである。</p> <p>しかるに、指定管理者の令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書によれば、収支計算書として自主事業収入は計上されているものの、自主事業経費として、何にいくら使用したかについては記載されておらず、指定管理事業経費のみが記載されている。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の収支の記載につき、指定管理事業と自主事業の収支の記載を分けて記載させるよう指導することが望ましい。</p>	<p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>4 わんぱくこうち</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>イ 事業報告書における自主事業の収支の記載について</p> <p>年度別事業報告書の収支の記載について、指定管理事業と自主事業の収支を分けて記載するよう指導を行い、令和6年度からは、指定管理事業と自主事業の収支を明確に区分して記載していることを確認しております。</p>
<p>健康福祉総務課</p> <p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>6 高知市土佐山へき地診療所</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>イ 診療所の施設及び設備の維持管理基準の策定について</p>	<p>健康福祉総務課</p> <p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>6 高知市土佐山へき地診療所</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>イ 診療所の施設及び設備の維持管理基準の策定について</p>

<p>診療所の施設及び設備の維持管理については、仕様書（2頁）において、リスク分担表（施設、設備及び備品等の損傷、修繕につき、経年劣化によるもの（大規模なもの）（1件10万円以上の場合）には、本市と指定管理者との協議事項、経年劣化によるもの（上記以外のもの）（1件10万円未満の場合）には、指定管理者の負担となること等が定められている。）が定められているにすぎない。</p> <p>そして、他の指定管理者制度導入施設と異なり、施設及び設備機器の保守管理の内容や頻度、清掃及び保安警備等の具体的な内容について定めた施設及び設備の維持管理基準は定められていない。</p> <p>本施設は診療所であるため、特に、日常的に施設の点検を行い、現在の状態を維持し、かつ、美観を維持するための施設保守管理業務や附属設備等も含めた安全確認のための保守点検業務、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務等が行われる必要がある。</p> <p>ゆえに、本市としては、指定管理者と協議の上、診療所の維持管理基準を策定することが望ましい。</p>	<p>令和6年度に令和7年度からの指定管理者指定手続を行い、令和6年度までと同一の団体を指定管理者として指定しました。</p> <p>診療所の施設及び設備の維持管理基準については、令和6年度から引き続いて管理運営を行う指定管理者と協議し、令和7年度基本協定締結時に策定いたしました。</p>
<p>土佐山地域振興課 第3 監査の結果（各施設） 7 オーベルジュ土佐山 (6) 監査の結果 イ 自主事業実施の際の手続について 基本協定書によれば、指定管理者の自主事業については、市に業務計画書を提出した上で、事前に</p>	<p>土佐山地域振興課 第3 監査の結果（各施設） 7 オーベルジュ土佐山 (6) 監査の結果 イ 自主事業実施の際の手続について 指定管理者には、令和7年度から全体の事業計画書とは別に自主事業に係る計画書を提出していた</p>

<p>市の承認を得ることとされている（「基本協定書」第14条第2項）。</p> <p>この点、ヒアリングによれば、本市は、年度協定書に定める指定管理事業も含めた「○年度 オーベルジュ土佐山事業計画書」の提出をもって、自主事業に係る「業務計画書」の提出があったものとして整理しているとのことである。</p> <p>しかしながら、年度協定書は、指定管理事業も含めた全体での指定管理事業の大枠を合意したものであり、自主事業のみを取り出して、本市がその内容を確認し、施設の設置目的に合致したものか、指定管理事業の支障とならないか等を厳密に検討した上で合意することを予定していない。</p> <p>自主事業としての業務計画書の提出と、それに対する本市の承認を別条項として規定した基本協定書の建付けからすれば、自主事業としての業務計画書は、年度協定書の要請する事業計画書とは別途独立のものであると考えるべきである。</p> <p>実際にも、他の指定管理者制度導入施設においては、別途自主事業の業務計画書を提出し承認を受けているものが大半である。</p> <p>ゆえに、本市においては、指定管理者をして、年度協定書に添付する全体の事業計画書とは別に、自主事業については個別に、実施場所、実施時期、実施目的、実施内容及び収支等を記載した業務計画書を提出させ、市の承認を得させるべきである。</p>	<p>だき、本市が承認を行っております。</p>
<p>土佐山地域振興課</p>	<p>土佐山地域振興課</p>

<p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>7 オーベルジュ土佐山</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>ウ 事業報告書における自主事業の収支の記載について</p> <p>指定管理者は、管理施設の管理目的に合致し、かつ業務の実施を妨げない範囲において、自己の費用により、自主事業を実施することができる（「基本協定書」第14条第1項）。</p> <p>この点、上記第2 監査の結果（共通）2（5）アのとおり、指定管理者との協定においては、自主事業と委託事業の区分を明確にすることが望ましいことから、自主事業に係る経費と指定管理事業に係る経費とは区別するべきである。</p> <p>しかるに、指定管理者の令和2年度から令和4年度の年度別事業報告書によれば、収支実績において「売上高」は記載されているものの、「売上高」のうち、上記のとおり、利用料金である宿泊料と、自主事業収入としての宿泊に伴う食事代を分けて記載していない等、指定管理事業収入と自主事業収入の内訳は記載されていない。</p> <p>また、同様に支出欄についても、指定管理事業に係る経費と自主事業に係る経費を合算して費目ごとに記載されており、自主事業に係る経費として、何にいくら使用したかについては明らかでない。</p> <p>ゆえに本市においては、指定管理者をして、年度別事業報告書の収支実績の記載につき、指定管理事業と自主事業の収支の記載を分</p>	<p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>7 オーベルジュ土佐山</p> <p>(6) 監査の結果</p> <p>ウ 事業報告書における自主事業の収支の記載について</p> <p>指定管理者には、令和6年度から別途自主事業に係る実績報告書を提出していただいております。</p>
---	---

<p>けて記載させるよう指導することが望ましい。</p>	
<p>地域コミュニティ推進課 第3 監査の結果（各施設） 8 高知市市民活動サポートセンター (6) 監査の結果 イ 事業報告書における利用拒否等の件数の報告について 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、業務に関し、①業務の実施状況、②利用状況及び利用拒否等の件数・理由、③利用料金の収入実績及び④管理経費の収支状況等を記載した事業報告書を作成し、本市に提出しなければならない（「基本協定書」第 22 条）。 しかるに、令和 2 年度から令和 4 年度の年度別事業報告書には利用拒否の件数についての記載がなかった。この点、指定管理者へのヒアリングによれば、利用申請を拒否したことはなく、利用拒否件数はゼロとのことであった。 本市においては、指定管理者をして、利用申請拒否の件数がゼロの場合であっても、年度別事業報告書には利用拒否件数を 0 件と記載させる等、年度別事業報告書における上記記載事項を正確に記載させるべきである。</p>	<p>地域コミュニティ推進課 第3 監査の結果（各施設） 8 高知市市民活動サポートセンター (6) 監査の結果 イ 事業報告書における利用拒否等の件数の報告について 年度別事業報告書については、高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 69 号）第 7 条及び基本協定書第 22 条に基づく記載内容で作成するよう指導を行い、令和 6 年度終了後に事業報告書として、拒否件数を明記した 12 か月分の利用状況書類を、令和 7 年 4 月 30 日付「7 コミ推第 304 号」で收受しております。 なお、毎月開催される会議（サポセン運営協議会）において、拒否件数の報告を受けております。</p>
<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (イ) 施設運営管理 c 運営責任</p>	<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (イ) 施設運営管理 c 運営責任</p>

<p>(c) 文化プラザの運営責任について</p> <p>運営責任としては、一義的には自主事業も実施可能な指定管理者にあるが、施設の保有及び指定管理者の選定権限は本市にあり、運営の責任に無関係ではない。指定管理者が利用者拡大を目標とすることはもちろんのこと、本市も指定管理者選定に当たってどのような運営を望むのか、また、文化振興事業団も施設の一部の運営を業務委託として担っている立場として、利用者向上のためにどのような貢献が可能であるのか、といった観点から3者で施設運営の方向性、実施計画等を綿密に協議し、利用率の向上を図ることが望まれる。</p>	<p>(c) 文化プラザの運営責任について</p> <p>現在、本市は、指定管理者及び横山隆一記念まんが館運営業務及び中央公民館運営業務委託先の（公財）高知市文化振興事業団とともに高知市文化プラザの運営に係る情報共有を図る会議を月1回以上開催しており、施設運営の方向性、実施計画等に係る情報共有を図っております。</p>
<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (オ) 使用料 a 使用料の算出過程 (c) 使用料の算出過程について 使用料は条例によって決められていること</p>	<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (オ) 使用料 a 使用料の算出過程 (c) 使用料の算出過程について 使用料の設定については、本市全体として検</p>

<p>から、現状、指定管理施設ごとに条例を無視して個別に設定を行うことはできない。しかしながら、実質的に市民負担が特に多く生じている本施設に関して、一定の調整もできない実情に関して、上記指摘に対する対応はできておらず、本市の検討が望まれる。</p>	<p>討すべきである課題と考えております。令和7年度に、施設の維持管理費や受益者負担割合などの協議が全庁的に行われ、令和8年度から使用料を改定することといたしました。</p>
<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (オ) 使用料 b 使用料の審議について (c) 使用料の審議について 本市は使用料の設定に当たっては施設の建設費及び維持管理費に基づくコストに対して、使用料収入で賄う受益者負担部分と税金で賄う税負担部分を示すことが重要と考えている。そのため、上記指摘に対応する審議、算出過程の変更は行われておらず、本市の検討が望まれる。</p>	<p>文化振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 ア 文化プラザ (オ) 使用料 b 使用料の審議について (c) 使用料の審議について 使用料の設定については、本市全体として検討すべきである課題と考えております。令和7年度に、施設の維持管理費や受益者負担割合などの協議が全庁的に行われ、令和8年度から使用料を改定することといたしました。</p>
<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p>	<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p>

<p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(ア) 指定管理方法</p> <p>    b 再委託の契約内容の検証について</p> <p>        (c) 再委託契約について</p> <p>            上記指摘内容にあるとおり、指定管理において重要な業務の委託となっていないかのモニタリングに関して本市の施設所管課におけるさらなる確認強化が望まれる。</p>	<p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(ア) 指定管理方法</p> <p>    b 再委託の契約内容の検証について</p> <p>        (c) 再委託契約について</p> <p>            令和7年度の再委託承認手続きにおいて、指定管理者に対し、契約金額及び契約方法の提出を求め、契約金額の妥当性及び手続きの適正性の確認に努めました。指定管理者グループは民間の法人及び企業で構成されており、企業活動における機密情報もあるため一部契約金額等が非公開となっておりますが、今後も承認手続きにおける透明性の確保に向け、指定管理者との協議を継続し、再委託業務の適正な管理体制の強化を図ってまいります。</p>
<p>スポーツ振興課</p> <p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>    イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>        (i) 運営管理</p> <p>            a 目標管理</p> <p>                (c) 目標管理について</p> <p>                    施設の指定管理に対する適切な目標値の設</p>	<p>スポーツ振興課</p> <p>第3 監査の結果（各施設）</p> <p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>    イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>        (i) 運営管理</p> <p>            a 目標管理</p> <p>                (c) 目標管理について</p> <p>                    指定管理者との協議体制を強化し、月1回の</p>

<p>定に当たって、考慮事項が多くあることを鑑みると、現状のほぼ横ばいでの目標値設定について十分な検討がされているかについて疑義がある。</p> <p>目標値は指定管理者の目標達成に向けた取組に対するモチベーションにも影響することから、利用者数の増加と利用者満足度の向上のバランスを考慮した上で、本市と指定管理者の両者による毎年の綿密な協議が望ましい。</p>	<p>定例会及び年1回の業務評価の場を通じて、稼働率や利用者数等のデータを継続的に収集・分析しております。これにより、施設ごとの利用傾向や課題の可視化が進み、指定管理者における利用促進策やサービス向上の取組にも反映されつつあります。</p> <p>今後もこうした分析結果を踏まえ、より実態に即した目標値の設定に向けて指定管理者と連携を図り、効果的な管理運営の推進に努めてまいります。</p>
<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 (ウ) 収支管理 a 施設ごとの損益について (c) 施設ごとの収支管理について 現状において、施設ごとに収支状況の把握が確認できる状態となっており、指摘への対応はなされている。本市では各施設の財務数値を用いて、施設の稼働状況及び財務状況の詳細な分析をすることにより、財</p>	<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設） 9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について (2) 対象施設における指摘事項の対応状況 イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場 (ウ) 収支管理 a 施設ごとの損益について (c) 施設ごとの収支管理について 施設ごとの指定管理業務に関する詳細な予算書の提出を受け、物価高騰や人件費上昇などの社会情勢を反映した上で、予算要求及び年度協定を行っております。また、定例会や業務評価の際に施設の稼働率や</p>

<p>務状況に基づいた適切な指定管理料の設定を行うことが望まれる。</p>	<p>収支状況等の報告を受け、財務状況の把握と改善に努めております。</p> <p>今後も指定管理者との協議を継続し、必要に応じて報告内容の充実や協議の機会の拡充を図ることにより、適正な指定管理料の設定に努めてまいります。</p>
<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設）</p> <p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(イ) 使用料</p> <p>a 使用料について</p> <p>(c) 使用料及び利用料金について</p> <p>使用料及び利用料金は条例での改定が必要であり、個別の施設ごとに細かく幅を持たせることが難しいとしても、環境変化が著しい昨今において利用者の経済状況は施設利用率に影響することから、本市において状況変化への一定の対応ができるよう施設利用料の設定に幅を持たせる工夫の検討をすることが望まれる。</p>	<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設）</p> <p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(イ) 使用料</p> <p>a 使用料について</p> <p>(c) 使用料及び利用料金について</p> <p>令和7年度に全庁的に実施した使用料・手数料の改定に関する条例改正において、当課施設も使用料を改定しました。改定の基本方針を踏襲しつつ、受益者負担を考慮し改定額を決定しております。</p> <p>今後も社会経済情勢の変化を注視しながら、より柔軟で適正な料金設定の在り方を検討してまいります。</p>
<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設）</p>	<p>スポーツ振興課 第3 監査の結果（各施設）</p>

<p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(オ) 財産管理</p> <p>a 物品の実査について</p> <p>(c) 物品の実査について</p> <p>物品の確認に関しては、過去の指摘内容への対応が現状されていない。また、大量かつ独特の競技品があることから、確認作業が非常に非効率であり、かつ、確認漏れが生じるリスクがある。本市の物品管理システムの移行による品名の変更等によって、物品台帳と実物の照合自体がそもそも実施しづらい状況になっているように見受けられることから、本市における物品管理に関する新システムの物品登録をより具体的な記載にすること等によって、指定管理者による物品確認の正確性、効率性の向上につながる施策の検討が望まれる。</p>	<p>9 高知市文化プラザ並びに高知市総合運動場及び高知市東部総合運動場について</p> <p>(2) 対象施設における指摘事項の対応状況</p> <p>イ 高知市総合運動場、高知市東部総合運動場</p> <p>(オ) 財産管理</p> <p>a 物品の実査について</p> <p>(c) 物品の実査について</p> <p>物品管理につきましては、「高知市所管スポーツ施設指定管理者仕様書－7施設及び設備の維持管理に関する業務－(4)備品等の管理・保守点検業務」及び高知市物品会計規則（平成8年規則第31号）第50条の規定に基づき、全物品の確認・検査を実施しております。</p> <p>御指摘を踏まえ、新規シールの発行を行うとともに、指定管理者に対し適正な貼付及び管理の徹底を指示しております。</p> <p>また、品名、規格、所在等の記載内容につきましても、具体的な記載への修正を行っており、対象件数が多いことから、現在も引き続き処理を進めているところがあります。今後も物品確認の正確性及び効率性の向上に努めてまいります。</p>
--	--